

令和2年度 事業計画

からまつ保育園

1 事業

(1) 保育所の経営 からまつ保育園

定員 130名

年齢内訳 0歳児 12名、 1歳児 18名、 2歳児 25名
3歳児 25名、 4, 5歳児 50名

2 経営方針

- (1) 施設の安心・安全な運営
- (2) 社会・利用者ニーズへの的確な対応
- (3) 事業の安定的・効率的な運営
- (4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化
- (5) 地域・後援会との連携

3 行動指針

- (1) 園児・保護者などの安心・安全を最優先させる意識のもとに、災害対策、事故防止、感染症防止対策など様々な行動をする。
- (2) 児童福祉に関する各種法令・保育所保育指針・通知等に基づいて、利用者サービスの維持向上と事業の安定経営に努める。
- (3) 挨拶をはじめとする接遇の向上を図り、明るく活気のある職場環境をつくる。
- (4) 職務に関する専門的な知識の取得に積極的に努め、また、幅広い知識などを得て、サービスの向上、社会的な要請に的確に対応する。
- (5) 地域の福祉関係機関・団体と連携し、地域の人たちとの積極的な交流、後援会活動と連携するなどして、幅広い理解と協力を得ながら事業を進める。

4 収支目標

からまつ保育園 入所率 平均100パーセントとする。

全体の経営収支は健全経営を行う。

5 実施内容

(1) 施設の安心・安全な運営

① 社会的な信頼の確保と向上

- ・ 各種法令や規程に基づいて、個人情報等適正な管理運営を行い、職員には守秘義務の徹底と強化を図る。
- ・ 国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を踏まえて八王子市が条例で定める運営基準を遵守する。

- ・ 利用者ニーズを把握するために第三者評価を受審し、サービスの向上に努める。
 - ・ 保育所保育指針の内容を理解し質の高い保育を実施するよう努める。
- ② 防災体制の強化と備え
- ・ 災害の発生に備え日々の安全点検及び物品等の整備を実施し、緊急時の対応マニュアルの見直しを図り強化する。
 - ・ 防火管理委員会を計画的に開催し、組織的な防災の充実を図り防災力を強化する。
 - ・ 消防計画の実施及び見直しを図り災害に備える。
- ③ 事故、感染症等の防止
- ・ 「是正処置報告書」「予防処置報告書」の内容を見直し、その活用を強化するとともに分析を行い、事故、感染症等の防止を図る。また、手順書の見直し、整備を実施する。
 - ・ リスクマネジメント委員会を中心に、園内外研修に参加し、基本的な知識を高め、職員間での共有に努める。また、保育中特に園外保育に対して事故防止及び安全対策を強化する。
 - ・ 防犯対策委員会を中心とし、不審者侵入防止を含めた安全対策の見直しを図る。
- ④ 建物・設備の維持管理
- ・ 園庭の排水に關係する工事を計画し実施する。
 - ・ 定期的な建物、設備及び遊具の点検を実施し、必要に応じて修繕を行い、維持管理に努める。

(2)社会・利用者ニーズへの的確な対応

- ① 自治体関係機関との連携を図り情報を得て、入所を受け入れる。
- ② 保育サービスの向上を図る。
- ・ 子どもの発達を捉え、保育・保健・栄養・子育て支援等の園外の研修に参加し、職員間で内容を共有するための勉強会を実施する。
 - ・ 保育・保健・栄養の計画及び評価を行い、質の向上に努める。
 - ・ 子どもの健康及び安全に留意し、健康支援に努める。
 - ・ 施設内外の環境を常に適切な状態に保持し、衛生管理に努め、清潔を保つように努める。
 - ・ 子ども及び職員にとっての、施設内外の保健的環境や衛生管理の知識向上に努める。
 - ・ 感染症対策委員会を定期的に開催し、感染症及び食中毒の予防等についての知識の向上及び予防に努める。
 - ・ 年間予定表に沿った各種行事を実施していく。
- ③ 子育て支援を充実する。
- ・ 保育園児の保護者や地域の子育て家庭に向けて、保育所の持つ特性を活用し、保護者の子育て支援を行う。
 - ・ 子育て等に関する相談や助言を行う専門性を充実させるため、外部研修や園内研修に積極的に参加し知識の向上に努める。
 - ・ 子育て支援に関する機関や団体等との連携及び協力を図る。
 - ・ 不適切な養育等の疑いや虐待の疑いがある場合は、子ども家庭支援センター又は、児童相談所に通告をする。

(3) 事業の安定的・効率的な運営

- ① 職員の確保・定着に努める。
 - ・ 保育士養成校等の連携を強め、確保しやすい関係を更に強化する。
 - ・ 人事考課面接等を更に強化し、考課者のコミュニケーション力を高め、職員間のコミュニケーションを深める。
 - ・ 業務においてのやりがい、職場においての満足感がもてる環境を強化する。
 - ・ 業務内容を見直し効率化を図る。
 - ・ 年次有給休暇の消化を積極的に取得するための推奨に努め、その環境づくりを行う。
- ② 安定した経営基盤を作る。
 - ・ 入所率の目標達成を図り、安定的な収入を得る。
 - ・ 事業計画と予算との関連を図り、事業の安定に努める。
 - ・ 事業および予算執行の評価を行い、安定的・効率的な運営に努める。

(4) 職員の知識・技術の向上と職場の活性化

- ① 職員資質向上に努める。
 - ・ 職員全体の専門性の向上を図るため、外部研修へ積極的に参加し、キャリアパスを見据えながら将来につながる目標や職務内容に応じ仕事に対するやりがいが持てるよう努める。
 - ・ 保育士のキャリアアップにつながる研修に参加し、その内容を職員間で共有し互いの質の向上に努める。
 - ・ 保育所保育指針を理解しそれに沿った保育計画を立案・実践・評価・改善をし保育の向上に努める。
 - ・ 全職員が仕事への意欲向上に努める。
 - ・ マニュアルの周知徹底を図るとともに整備及び見直しを図り、安全を確保する

ための知識及び保育の向上に努める。

- ・ 職員による虐待防止を徹底するため、勉強会等を行い、更に虐待防止に向けた取り組みを強化する。
- ・ 組織として役割に沿った業務内容を整理し、活性化を図る。

(5) 地域・後援会との連携

- ① 「子育てひろば事業連携型」の運営に努める。
 - ・ 在宅子育て家庭にホームページや子育て情報誌の提供を行い、保育園としての観点から子育てについての情報を発信する。
 - ・ 年間計画表に沿った活動を進め子育て家庭の支援を充実させる。
- ② 「病後児保育室」の運営に努める。
 - ・ 病気回復期の児童（0歳児～小学3年生）が早く回復することができるよう努める。
- ③ 「赤ちゃんふらっと事業」の運営に努める。
 - ・ 地域の在宅子育て家庭が不安を持たずに外出できる設備環境作りに努める。

- ④ 子ども家庭支援ネットワークとの連携を図る。
 - ・ 育児困難家庭、虐待等の家庭を支援するため関係機関との連携を図る。
- ⑤ 実習生の積極的な受け入れを図る。
 - ・ 実習連携校からの受け入れを積極的に行い、採用に繋げられるように努める。
 - ・ 次世代の保育士を育成するための指導を図る。
- ⑥ 保幼小との連携に努める。
 - ・ 地域小学校、学童保育所との会議に参加し小学校の情報を収集し、また、職員同士の交流を持ち、保育園から小学校・学童保育所へ連続的な連携が持てるように努める。
- ⑦ 子育て拠点としての機能に取り組む。
 - ・ 保育園機能がもつ専門性を地域に還元する。
- ⑧ 地域及び後援会と連携した行事の実施
 - ・ 後援会と密接な連携を図る。
 - ・ 町会との懇談会等に参加する。(6月12日(金))
 - ・ 法人内施設内のお年寄り、学童保育所、近隣小学校との交流を図る。
 - ・ 地域と合同で防災訓練を実施する。(10月23日(金))
 - ・ 夏祭り、バザー等の行事に取り組む。(7月17日(金)・10月3日(土))
 - ・ 地域行事に積極的に参加する。